

**グループホーム氷川 運営規定**  
**(介護予防) 認知症対応型共同生活介護**

**(事業の目的)**

第1条 医療法人社団愛優会が開設するグループホーム氷川（以下「事業所」という）が行う、指定認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護従事者が、要介護状態であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

**(運営の方針)**

第2条 (1) 指定認知症対応型共同生活介護の従事者は、要介護者であって認知症の状態にある者については共同生活住居において家庭的な環境の下で、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活を営む事ができるよう、必要な援助を提供する。  
(2) 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

**(事業所の名称等)**

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認知症対応型共同生活介護グループホーム氷川
- (2) 所在地 埼玉県戸田市氷川町 1-4-2

**(職員の職種、員数及び職務内容)**

第4条 指定認知症対応型共同生活介護の従業者の職種、因数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 2名（1名以上は介護支援専門員とする）

計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。

- (3) 介護従事者 6名（常勤1名以上とする）

従事者は、介護計画に基づき、指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

（指定認知症対応型共同生活介護の利用定員）

第5条 事業所の定員は、2ユニット合計18名とする。

共同生活住居	一階ユニット	9名
	二階ユニット	9名

**(指定認知症対応型共同生活介護の提供方法)**

第6条 (1) 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送る事ができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、地震を回復するよう配慮する。

- (2) 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支えし、精神的な安定、BPSDの減少及び認知症の信仰を緩和するよう努める。

- (3) 当該事業所における年間事業計画及び日課については別紙のとおり。

(4) サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。

(5) 利用者又は他の利用者の生命または身体を保護する為であっても、身体的拘束は行わず、他の手段にて状況を改善する。

**(利用料その他の費用の額)**

第7条 (1) 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割（2割・3割）とする。サービス利用料その他の費用の額は別紙1に記載。

- (2) 上記に係る費用の徴収に際しては、予め利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族に同意を得る。

(3) その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明を行い、それに同意を得たものに限り徴収する。

**(施設利用にあたっての留意事項)**

第8条 利用者が共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、利用者及び家族に対し説明を行う。

第9条 利用者及び家族は、共同生活における当人の記録物を、何時でも閲覧できる権利を有する。

第10条 当施設に対する苦情に関しては下記の如く対応する。

苦情窓口

（事業所） 070-1295-6458

（法人本部） 03-6808-8570

（戸田市役所） 048-441-1800（健康長寿課）

※施設もしくは法人本部にて調査委員会を設置し調査を行い、その内容を書面にて提出する。

※改善策は速やかに実行に移す。

**(非常災害対策)**

第11条 指定認知症対応型共同生活介護は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行う。

(1) 防火責任者には甲種防火管理講習修了者を充て、火元責任者には事業所各介護主任を充てる。

- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止の為自主的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は契約補修事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。

- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。

- (5) 防火責任者は従業員に対して、防火教育・消防訓練を実施する。

総合防災訓練 年2回

避難誘導訓練 年2回（総合防災訓練に含む）

消火訓練 年2回（総合防災訓練に含む）

- (6) その他の災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

**(地域との連携など)**

第12条 (1) 事業所はその運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(2) 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者・利用者の家族・地域住民の代表者・本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員・認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という）を設置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(3) 事業所は、前項の報告・要望・助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

**(その他運営に関する留意事項)**

第13条 (1) 従事者の脂質向上を図る為、研修の機会を設け業務体制を整備する

採用時研修 採用後3ヶ月以内

継続研修 月1回

- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、授業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 医療法人社団愛優会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

**附 則**

この規定は、平成18年4月1日から施行する。 改

平成21年4月1日から施行する。 改

平成24年4月1日から施行する。 改

平成27年4月1日から施行する。 改

令和4年9月30日から施行する。 改

令和6年5月10日から施工する